

議案第56号

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例の制定について

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例
を次のように定める。

平成30年6月12日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の成長発展の基盤強化を図るため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に定める特定の事業のための施設を設置した者に対する固定資産税の課税の免除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 促進区域 法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (2) 承認地域経済^{けん}牽引事業計画 法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。
- (3) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。

(固定資産税の課税免除)

第3条 市長は、促進区域内において、平成35年3月31日までに、対象施設を設置した事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当

該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。) 又はこれらの敷地である土地 (その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税を免除することができる。

(課税免除の期間)

第4条 前条の規定による課税免除 (以下「課税免除」という。) の期間は、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度間とする。

(課税免除の申請等)

第5条 課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の固定資産税について、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 課税免除を受けた者は、前条第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、その事実の発生した日から10日以内に、その変更の内容を市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 承認地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 課税免除の申請の際に偽りその他不正な行為を行ったことが判明したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) その他市長が特に不相当と認めたとき。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 (平成28年山陽小野田市条例第30号) の規

定による固定資産税の不均一課税の適用を受けた家屋、構築物及び土地については、適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。